

(書式 1 - 2 - 6 - 1)

特許権を相続させる場合

## 遺言書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する下記の特許権を、遺言者の長男〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

### 記

特許番号	特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号
出願年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
出願番号	20〇〇 - 〇〇〇〇〇〇
査定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
請求項の数	1
発明の名所	〇〇〇〇
登録年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

第2条 遺言者は、第1条記載の財産を除く、遺言者が相続開始時に有する一切の財産を、遺言者の妻〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

第3条 遺言者は、この遺言の執行者として、前記の〇〇〇〇を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者      〇   〇   〇   〇   印

## 解説

特許権は特許庁が備える登録原簿その情報が登録される。遺言書において特許を特定する場合は、この登録原簿に従い、正確に記載する。



\* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所